

令和7年度 集團指導資料

(介護予防) 認知症対応型通所介護

別冊

令和8年3月

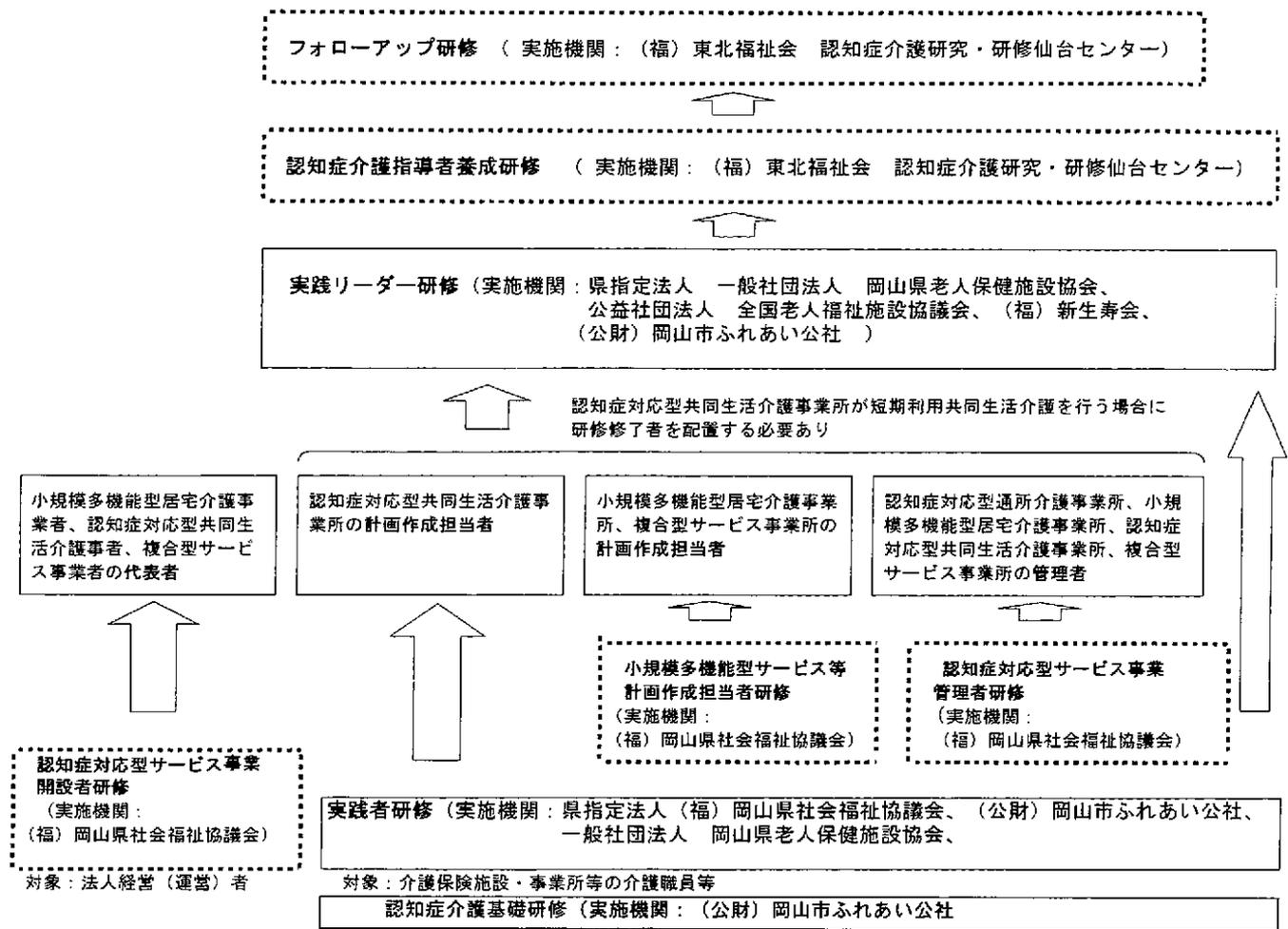
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

令和7年度集団指導資料 認知症対応型通所介護（別冊）
目 次

令和8年3月5日：岡山ふれあいセンター 小ホール

- 1 認知症介護研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 身体拘束について（緊急やむを得ない場合の対応）・・・・・・ 4
- 3 「令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限」
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 変更届の手引き（令和8年3月版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 体制届の手引き（令和7年2月版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 6 質問票（様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 医療政策推進課からのお知らせ（令和8年度事業のご案内・岡山市 総合特区関係）
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

認知症介護研修体系



指定基準による各研修の位置づけ

『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について』により、下表のとおり研修の受講が義務付けられています。

事業所業種	対象者	認知症介護実践者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	認知症対応型サービス事業開設者研修
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	要	要	不要	不要
指定小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成担当者	要	不要	要	不要
指定小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	不要	不要	不要	要
指定認知症対応型通所介護事業所	管理者	要	要	不要	不要
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	要	要	不要	不要
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	計画作成担当者	要	不要	要	不要
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者	不要	不要	不要	要

各種認知症研修の目的及び対象者

		目 的	研修対象者
認知症介護基礎研修		介護に携わる者が、認知症介護業務を遂行する上で必要とされる基礎的な知識や技術の習得とそれを実践する際の考え方を身につけ、サービス提供を行うことができるようにする。 認知症介護実践者研修を含む他の研修を受講するうえで必須の研修ではありませんが、基礎的な知識・技術を身につける。	岡山市内の介護保険施設・介護サービス事業所等に従事する介護職員等
認知症介護実践研修	実践者研修	施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を習得する。認知症介護関連の研修の基礎となる研修で、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症対応型サービス事業管理者研修」、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講する際には、本研修を修了していることが要件となります。	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等 原則として身体介護に関する基本的知識・技術を習得している者で、概ね実務経験2年以上の者
	実践リーダー研修	ケアチームにおける指導的立場としてチーム員の知識・技術・態度を指導する能力及びチームリーダーとしてのチームマネジメント能力を習得する。	介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等 介護保険施設又は指定居宅介護サービス事業者及び指定地域密着型事業者等において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有する者で実践者研修を修了し1年以上経過している者
認知症対応型サービス事業開設者研修		指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者に対し、事業所を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者のケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの知識を身につけるための研修を実施する。	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者
認知症対応型サービス事業管理者研修		指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で、必要な「指定基準等の正しい理解」、「職員の労務管理」、「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につける。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者で、実践者研修(基礎課程)を修了している者
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修		指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者に対し、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につける。	指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者で実践者研修(基礎課程)を修了している者
認知症介護指導者養成研修		認知症介護基礎・実践研修を企画・立案し、講義・演習・実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成する。	実践リーダー研修を修了した者(専門課程を修了した者を含む)
フォローアップ研修		認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法を修得させることにより、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整える。	認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として現に従事している若しくは予定している者で指導者養成研修修了後1年以上経過している者

※指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者に就任するには、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者であることが必要(基準奨励並びに解釈通知)

確 約 書

年 月 日

岡山市長 様

氏名

私は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇〇〇〇〇（事業所名称）の〇〇〇〇（就任予定役職名）に就任を予定していますが、現在、必要な以下の研修を修了しておりません。次回の研修に申込み、受講が認められれば、当該研修を修了することを確約いたします。

- 1 満たしていない資格要件
〇〇〇〇〇〇
- 2 受講予定の直近の研修名
〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇〇研修（〇〇年〇〇月予定）

確 約 書

年 月 日

岡山市長 様

事業者（法人）名称
事業所名称
代表者職・氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日から就任予定の〇〇〇〇〇（就任予定者氏名）は、現在、配置に必要な以下の研修を修了しておりません。次回の研修に申込み、受講が認められれば、当該研修を修了させることを確約いたします。

なお、研修修了時には速やかに研修修了証の写しを提出します。

- 1 配置する役職名
〇〇〇〇〇〇
- 2 満たしていない資格要件
〇〇〇〇〇〇
- 3 受講予定の直近の研修名
〇〇年度第〇〇回〇〇〇〇〇〇研修（〇〇年〇〇月予定）
- 4 有資格者を配置できなかった理由
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

緊急やむを得ない場合の対応

介護保険指定基準上、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

- * 「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまでもにおいて述べたケアの工夫のみでは十分に対処できないような、「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

参考

■介護保険指定基準の身体拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」

1 三つの要件をすべて満たすことが必要

以下の三つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

- * 「切迫性」の判断を行う場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

- * 「非代替性」の判断を行う場合には、いかなるときでも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。

また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- * 「一時性」の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

2 手続きの面でも慎重な取り扱いが求められる

仮に三つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意すべきである。

- (1) 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、担当のスタッフ個人（または数名）では行わず、施設全体としての判断が行われるように、あらかじめルールや手続きを定めておく。特に、10頁の①で述べたような、施設内の「身体拘束廃止委員会」といった組織において事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する姿勢を原則とする。
- (2) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や医師、その他現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者について事前に明文化しておく。

仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方や利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行う。

- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとることが重要である。

3 身体拘束に関する記録が義務づけられている

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

参考

■介護保険指定基準に関する通知

「緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならないものとする」

- (2) 具体的な記録は、24、25頁のような「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いるものとし、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、ケアスタッフ間、施設全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

この「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」は、施設において保存し、行政担当部署の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。

【記録1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○ ○ ○ ○ 様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- 2 ただし、解除することを目標に就意検討を行うことを約束いたします。

記

A 入所者 (利用者) 本人又は他の入所者 (利用者) 等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
C 身体拘束その他の行動制限が一時的である
個別の状況による拘束の必要な理由
身体拘束の方法 (場所、行為 (部位・内容))
拘束の時間帯及び時間
特記すべき心身の状況
拘束開始及び解除の予定

上記のとおり実施いたします。

平成 年 月 日
 施設名 代表者 印
 記録者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成 年 月 日
 氏名 (本人との続柄)
 印

【記録2】

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○ ○ ○ ○ 様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者名	記録者 サイン

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今 回 の 内 容

「令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る

処遇改善計画書の提出期限について」

の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1469

令和8年2月10日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL :

・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222

・自治体向け：03-5253-1111(内線3949、3989)

FAX : 03-3595-4010

各
都道府県
市区町村

介護保険担当主管部（局）御中

事 務 連 絡
令 和 8 年 2 月 1 0 日

厚生労働省老健局老人保健課

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととしました。

これを踏まえ、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしております。令和8年6月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については2月下旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしておいて、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者が所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス事業所（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いた
だくとともに、処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。

変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

- ↳ 次ページの一覧表で確認してください。
- ※その他、確認が必要な書類の届出をお願いする場合があります。
- ・既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に**変更の届出が必要**です。
- ・なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。
- ◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

2 提出方法

原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。「電子申請・届出システム」での提出が困難な場合はご相談ください。

※申請書類に不備等があった場合等に、申請の際「電子申請・届出システム」に登録したメールアドレス宛にお知らせが届くので、申請（届出）情報が「受付済」になるまでは定期的にメールの子エックをお願ひします。

電子申請・届出システム（厚生労働省）（外部サイト）
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システムを利用するには、GビジネスIDが必要です。IDを持っていない法人は、アカウントの申請手続きをお願いします。
 GビジネスIDを作成する（デジタル庁）（外部サイト）
<https://gbiz-tdgo.jp/top/>

法人情報に変更があった場合の変更届には、申請者の登記事項証明書（原本）の提出が必要です。

「電子申請届出システム」では登記事項証明書（原本）の提出ができません。ため、登記事項証明書（原本）のみ郵送で提出するか、登記情報提供サービス（法務省）を利用してください。
 ※登記情報提供サービスとは、登記所が保有する登記情報を、インターネットを使用してオンラインで確認できる有料サービスです。
 登記情報提供サービス（法務省）（外部サイト）
<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

電子申請・届出システムの操作方法につきましては、下記のリンクから操作マニュアルを参照してください。

電子申請・届出システム（ヘルプ）（外部サイト）
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_stati_c_help=true

3 提出先

〒700-0918
 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
 岡山市事業者指導課 通所事業者係 電話：（086）212-1013

変更の届出が必要な事項	提出書類
1 事業所の名称 【関連項目】 登記事項証明書等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 2 事業所の所在地 【関連項目】 登記事項証明書等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。 【重要】 岡山市以外の所在地へ事業所を移転する場合は、岡山市へ廃止届と、移転先の所在地（指定権者）での新規指定申請になります。	① 変更届（別紙様式第二号（四）） ② 付表第二号（四）（単独型・併設型）、付表第二号（五）（共用型） ③ 変更後の運営規程 ※事業所の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ④ 事業所の位置図（住宅地図の写し等） ⑤ 事業所の平面図（各室の用途を明示すること）及び成績表 ※平面図等については、次ページの6を参照のこと。 ※事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、食堂及び機能訓練室、静養室、相談室、事務室、便所、洗面設備、消防法上必要な消火設備） ※事業所の外観、事務室、相談室、静養室、食堂及び機能訓練室については、2方向以上、A4用紙に貼付等のこと。 ⑥ 変更後の運営規程 ⑦ 事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧ 建築物関連法令協議記録報告書
3 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。	① 変更届（別紙様式第二号（四）） ② 申請者の登記事項証明書（原本）又は条列等（写し） ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は、指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
4 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 変更届（別紙様式第二号（四）） ② 申請者の登記事項証明書（原本）等 ③ 誓約書（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ※代表者の住所変更のみの場合は②、③は不要。
5 申請者の登記事項証明書又は条列等（当該事業に関するものに限る）	① 変更届（別紙様式第二号（四）） ② 申請者の登記事項証明書（原本）又は条列等（写し） ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は、指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。

変更の届出が必要な事項 6 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	提出書類
7 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	<p>※事前協議が必要</p> <p>①変更届（別紙様式第二号（四）） ②付表第二号（四）（単独型・併設型）、付表第二号（五）（共用型） ③事業所の平面図（各室の用途を明示すること）及び求職表 ※図面は、寸法を正確に記載したものを作成し、食堂及び機能訓練室については、その範囲と面積（内法）、その算出根拠となる計算式を記載すること。その際、認知症対応型通所介護の提供に必要なもの等（押入れ、床の間、廊下、柱、造り付けの家具等）の面積は除外すること。（内法面積で定員×3㎡以上必要） ※写真にて確認するため、平面図に写真の番号と撮影した方向を、矢印で明記してください。</p> <p>④事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、食堂及び機能訓練室、静養室、相談室、事務室、便所、洗面設備） ※事業所の外観、事務室、相談室、静養室、食堂及び機能訓練室については、2方向以上、A4用紙に貼付等のこと。 ⑤設備・備品等写真（消防法上必要な消火設備等）</p> <p>① 変更届（別紙様式第二号（四）） ② 付表第二号（四）（単独型・併設型）、付表第二号（五）（共用型） ③ 管理者経歴書 ④ 資格証又は実務経歴証明書の写し ⑤ 管理者就任承諾及び誓約書（市参考様式2-3） ⑥ 雇用契約書又は辞令等の写し ⑦ 研修修了証の写し（実践者研修を修了していない場合は、2年以上の介護業務実務経歴証明書の写し） ⑧ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※管理者のみの記載で可。 ※当該事業所の他の職種又は他の事業所と兼務がある場合には、兼務する他の職種又は兼務先の事業所名及び職種を記載。 ⑨ 誓約書（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合は④～⑨は不要。</p>
8 運営規程	<p>①変更届（別紙様式第二号（四）） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表第二号（四）（単独型・併設型）、付表第二号（五）（共用型） ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程</p> <p>【利用定員、営業日・営業時間、サービス提供時間又は実施単位の変更の場合④～⑥も添付すること】 ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。 ⑤資格証等の写し（管理者、介護職員を除く） ⑥サービス提供実施単位一覧表</p> <p>※「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回とする。</p>

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算（減算）の内容、必要書類

- 次ページの一覧表で確認してください。
※その他、確認が必要な書類の届出をお願いする場合があります。

2 届出時期

- ・**算定開始月の前月15日（閉庁日の場合は翌閉庁日）が締切りです。**
 - ・届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限り。）については、届出が15日以前の場合には翌月から、16日以降の場合には翌々月から、算定開始となります。
 - ・加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。
- （注）介護職員処遇改善加算は、前々月末日が締切りとなりますので、ご注意ください。

3 提出方法

原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。「電子申請・届出システム」での提出が困難な場合はご相談ください。
※申請書類に不備等があった場合等に、申請の際「電子申請・届出システム」に登録したメールアドレス宛にお知らせが届くので、申請（届出）情報が「受付済」になるまでは定期的にメールのチェックをお願いします。

電子申請・届出システム（厚生労働省）（外部サイト）
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システムを利用するには、GビジネスIDが必要です。IDを持っていない法人は、アカウントの申請手続きをお願いします。

GビジネスIDを作成する（デジタル庁）（外部サイト）
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

電子申請・届出システムの操作方法につきましては、下記のリンクから操作マニュアルを参照してください。

電子申請・届出システム（ヘルプ）（外部サイト）
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_statu_c_help=true

4 提出先

〒700-0913
 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
 岡山市事業者指導課 通所事業者係
 電話：（086）212-1013

〇介護報酬算定に係る体制等に関する届出

（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）
 次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
 届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等 人員欠如による減算 （減算の解消）	提出書類
高齢者虐待措置未実施による減算 （減算の解消） ※減算の解消は、改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に改善が認められた月の翌月から	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《人員欠如が生じた月のもの》 《人員欠如が解消した場合は解消した月のもの》 ※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、速やかに岡山市に連絡してください。
業務継続計画策定に実施による減算 （減算の解消）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③業務継続計画書（感染症の予防及びまん延防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定（令和6年度限り）） （減算対象者は①、②を提出）
時間延長サービス体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③運営規程※時間延長サービスを行う旨を記載していること。
入浴介助加算 （加算Ⅰ・加算Ⅱ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③平面図（浴室がどこか明記） ④写真（浴室・浴槽） ⑤入浴介助に関する研修を実施又は実施することが分かる資料
生活機能向上連携加算 （加算Ⅰ・加算Ⅱ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③指定訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを提供している医療提供施設と連携をしていることがわかる契約書（協定）等の写し
個別機能訓練加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師（※）、はり師又はきゅう師の資格証の写し ※これらの者が機能訓練指導員として配置された事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経歴を有するはり師・きゅう師の場合は、それを証明するための、実務経歴証明書も要する。

ADL 維持等加算（申出）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ※提出時には、「ADL 維持等加算〔申出〕の有無」欄のみ、○を付けること。
若年性認知症利用者受入加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
栄養アセスメント・栄養改善体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④管理栄養士の資格証の写し （※外部との連携により、管理栄養士を配置した場合は、外部と連携したことが分かる契約書（協定）等の写し）
口腔機能向上加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ④言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員の資格証の写し
科学的介護推進体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
サービス提供体制強化加算（加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ） ※毎年度確認が必要 ※サービス提供体制強化加算の変更は毎年3月15日が締切りとなります。	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙14-3） ※新たに事業開始する事業所については、4月目以降届出が可能となります。 ④有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2） ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《届出月の前月のもの》 ⑥加算対象となる介護職員の資格証等の写し ※加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を算定する場合に添付。 ⑦サービス提供体制強化加算に係る勤続年数10年、7年以上の者の状況（市様式13） ※加算（Ⅰ・Ⅲ）を算定する場合に添付。
介護職員等処遇改善加算 ※⑨の計画書等は加算算定開始月の前々月末日が締め切りとなるので注意	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③介護職員処遇改善加算計画書等 ※添付書類については、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。

割引率の設定・変更	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③指定地域密着型サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） ④運営規程（割引について具体的に記載）
割引率の設定・変更	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ③指定地域密着型サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5-2） ④運営規程（割引について具体的に記載）

- ※1 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※3 体制届の変更に係る書式等については、次のページの「4 認知症対応型通所介護」から取得してください <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000022686.html>

令和8年度 事業のご案内 (岡山市 総合特区関係)



医療政策推進課 医療福祉戦略室

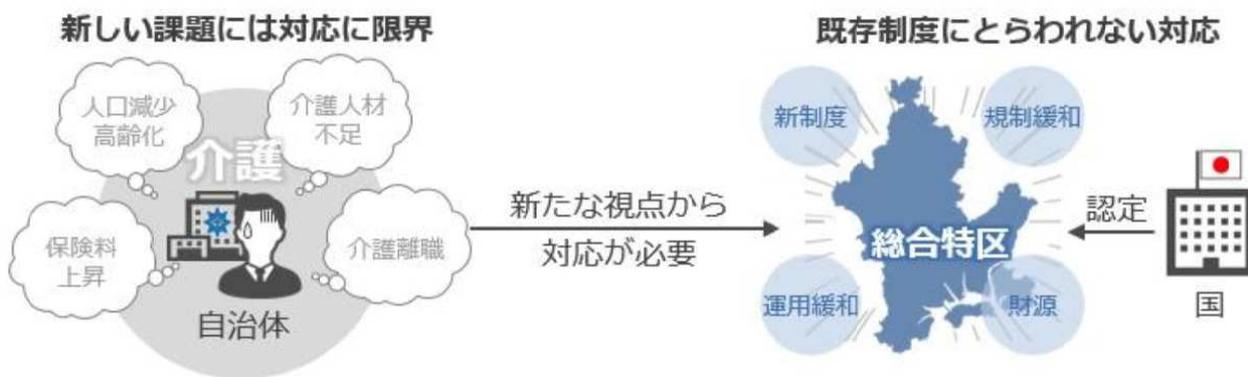


1 | 目次



	項目	参照ページ	主な対象	事業案内の時期
1	総合特区事業の概要	2～4ページ	全事業所	
2	ケアマネインセンティブ事業	5～7ページ	居宅介護支援	4月頃
3	最先端介護機器貸与モデル事業	8～9ページ	居宅介護支援 ・介護予防支援	4月頃
4	高齢者活躍推進事業	10～11ページ	通所介護	5月頃

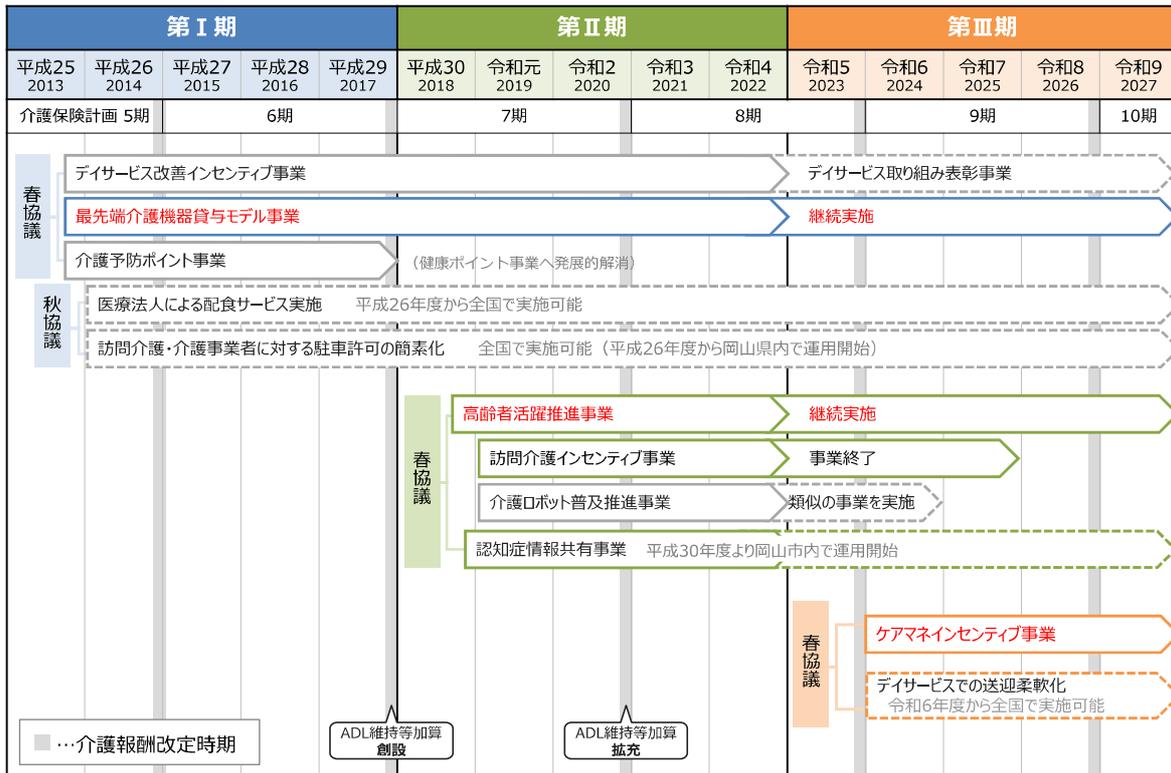
- ◆ **総合特区**とは、地域のさまざまな課題を解決するために定められた国の制度です。
- ◆ 国から総合特区の認定を受けた自治体は、国と協議して従来の規制を緩和したり、全く新しい制度を実施したりといった**特別な措置をその地域限定で実施することができる**ようになります。



3 | 岡山市の総合特区

- ◆ 岡山市では「**高齢者が、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の構築**」をコンセプトに、全国でも数少ない「在宅介護」に焦点をあてた総合特区（**AAAシティおかやま**）を平成25年から実施しています。
- ◆ 総合特区では目標を達成するためにさまざまな事業を実施しており、特に効果があったものは全国的にも広がるよう国に要望します。これまでもさまざまな制度が岡山市の働きかけをきっかけに全国へ広がっており、これからも「**地方から国を動かす**」ことを目指します。





5 ケアマネインセンティブ事業の概要

事業の狙い・背景

- ◆ 介護サービス全体として利用者の「状態維持・改善」が求められており、居宅介護支援（ケアマネ）事業所でも利用者の状態像を見極め、その人により適したケアマネジメントの実施が必要となっている。
- ◆ そのためには幅広い専門職と連携し、さまざまな視点から利用者の状態像を把握できることが望ましい。
➔ 国は医療職との連携には加算制度を創設しているが、その他専門職との連携については対応が不十分。

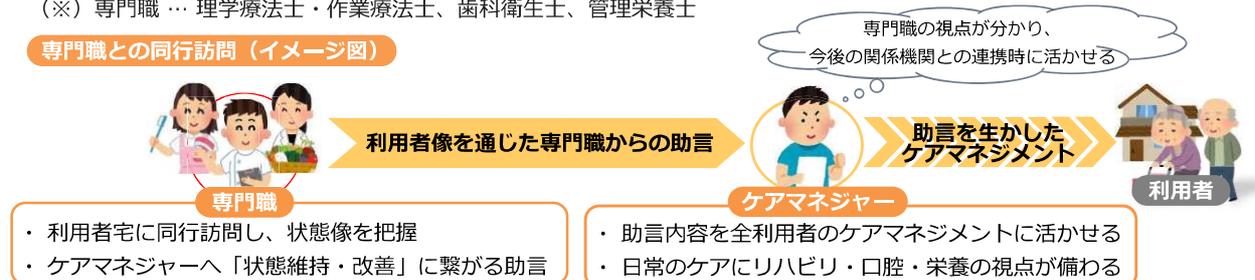
市はこの状況を改善するため令和6年度から本事業を開始。事業結果を元に国と新たな制度創設を協議する。

事業内容

- ◆ 市が事業所に無償で派遣する専門職（※）が、ケアマネジャーと利用者宅に同行訪問して実際に利用者の状態像を確認し、ケアマネジャーに対して利用者の「状態維持・改善」に繋がる助言を行う。

（※）専門職 … 理学療法士・作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士

専門職との同行訪問（イメージ図）

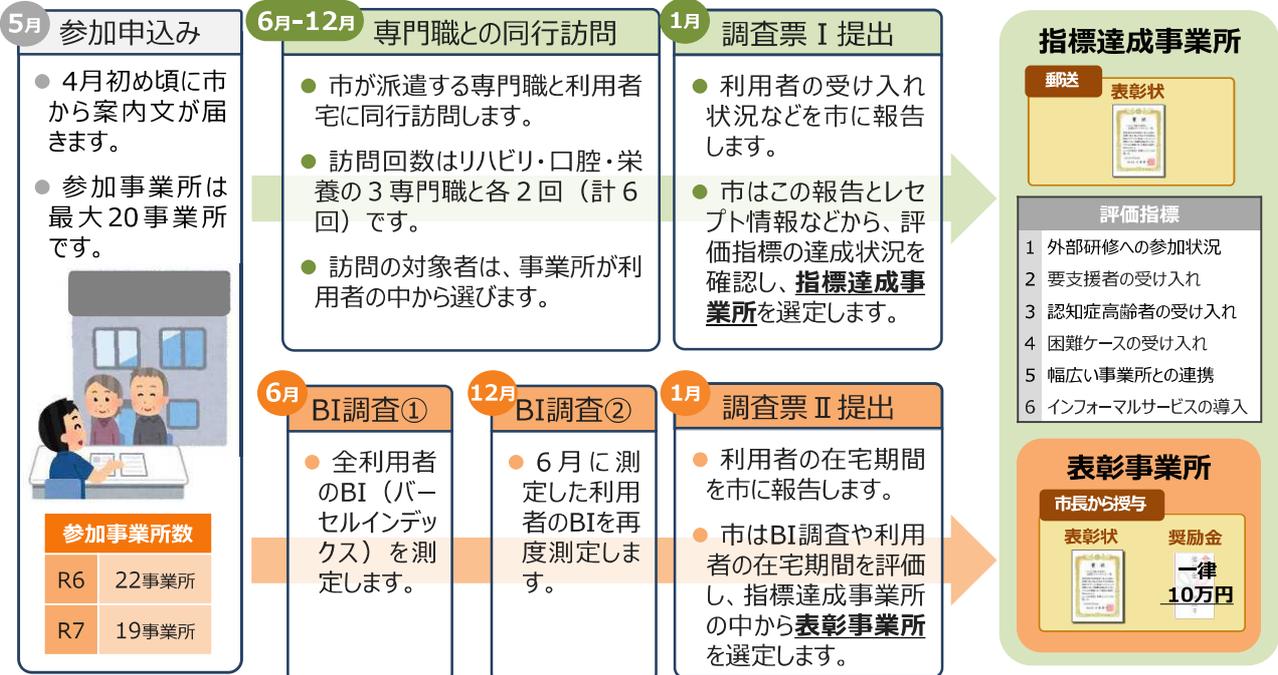


- ◆ そのほか、事業所は利用者のBI（バーセルインデックス）を年2回測定して状態変化を把握するとともに、事業期間中の取り組みを示す調査票を提出する。

- ◆ 年度末には市が利用者の状態維持・改善に取り組んだ事業所を表彰し、特に改善度合いの高かった上位10事業所には市長からの表彰状と奨励金（10万円）を交付する。

6 ケアマネインセンティブ事業の流れ

- ◆ 参加事業所は、①専門職と同行訪問し、②市が設定した「評価指標」（要支援者の受け入れなど）を一定以上達成することで**指標達成事業所**となり、市から**表彰状**が授与されます。
- ◆ さらにその中で、**利用者の状態維持・改善した度合いが高い上位10事業所**には**市長からの表彰**に加えて、**奨励金（10万円）**が交付されます。



7 (参考) 表彰式と市HP掲載・PRパンフレット作製



表彰式の様子
(過去のインセンティブ事業)



- ◆ 岡山市長から表彰事業所に対して、**表彰状**及び**奨励金（10万円）**を授与

- ◆ 指標達成事業所及び表彰事業所は、**岡山市のホームページ**及び**PRパンフレット**にて情報公開

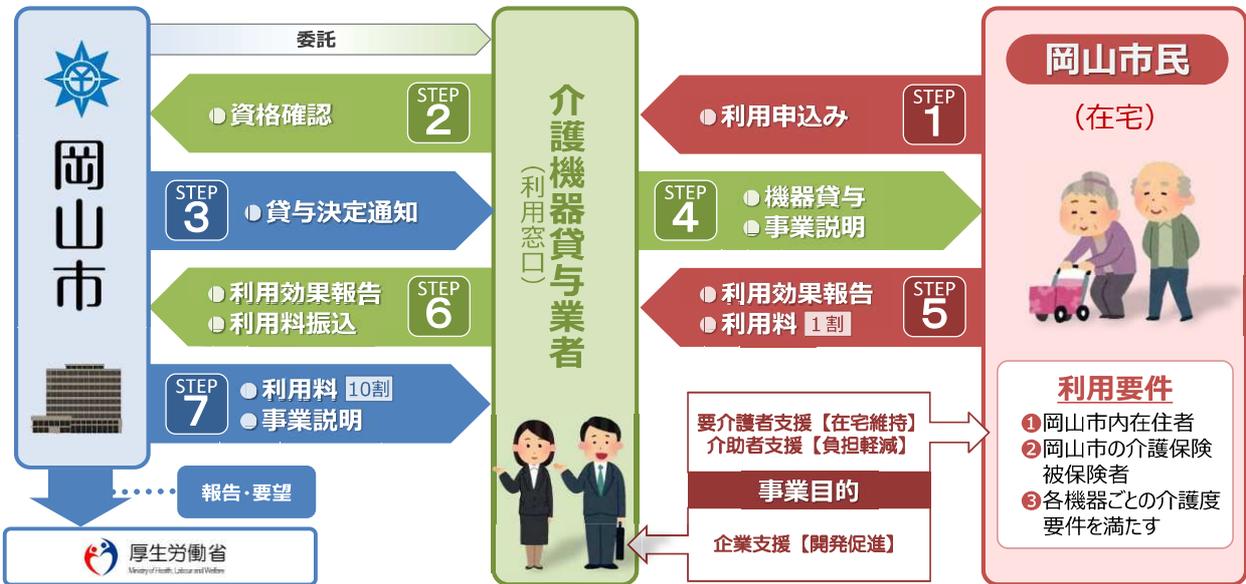
URL : <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000036253.html>



8 最先端介護機器貸与モデル事業の概要

事業の概要

- ◆ 市内で在宅で暮らす高齢者（要支援・要介護）に、**福祉用具貸与の対象となっていない介護機器を1割の自己負担で貸与**する。
 - ◆ 貸与機器は全国公募で選定。各受託業者が効果検証し、市はその結果を基に**国に福祉用具貸与の種目追加等を要望**する。
- 事業開始時から厚生労働省の福祉用具に係る評価検討会に、継続して要望を実施



9 貸出対象機器（令和8年度）

貸出対象機器

これまでに5回の公募を行い16機器を採用。令和8年度は3機器の貸出を予定。

外出確認 ITSUM02 (いつも2)

靴などに装着できるGPS端末。知らない間に外出してしまった高齢者の居場所をスマホ等の地図で確認することができる。



月額 **1,320** 円

お問い合わせ・お申し込み

株式会社つばさ
☎ 088-626-7131

服薬支援 お薬飲んでね!

あらかじめセットされた薬が光と音による促しにより、服薬の時間等を知らせる。家族の声を録音し、その声による促しも可能。



1回分のお薬が入っています

月額 **880** 円

お問い合わせ・お申し込み

ダスキンヘルスレント
岡山ステーション
☎ 086-244-9855

日常生活支援 パワーアシストグローブ

握る動作や、指を開く動作を空気力で動く人工筋がやさしくサポートします。



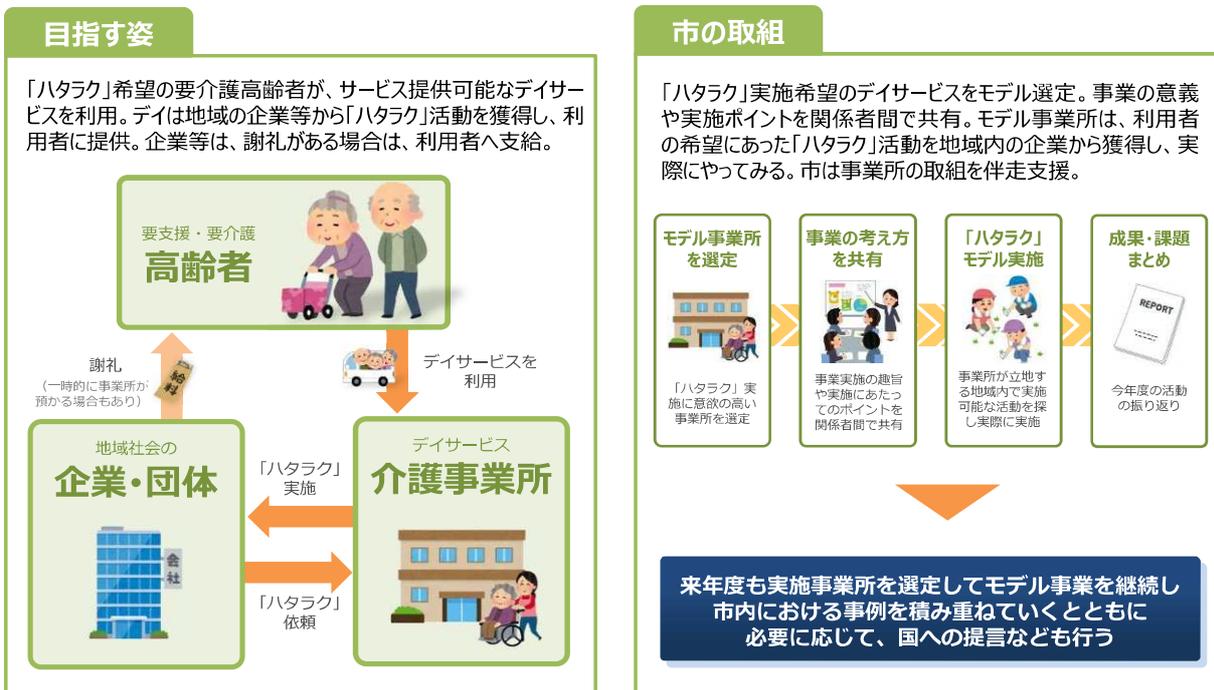
月額 **1,870** 円

お問い合わせ・お申し込み

ダイヤ工業株式会社
☎ 086-282-1217

★貸し出し希望の場合は各機器のお問い合わせ先のご連絡ください★

意欲と能力（できる）のある要介護高齢者が、通所介護事業所の介護保険サービスを通して地域を舞台とした就労的社会的参加活動「ハタラク」を行う。



モデル事業所における取組の結果、下記のような「ハタラク」の実践につながっている。
 ※この他事例…収穫野菜の袋詰め、大学学園祭の手伝い、コンビニから依頼の箱作り、病院売店での製品販売 等

小売店舗敷地内の草抜き

協力団体 おかやまコープ

- 岡山コープ西大寺店敷地の草抜きを月2回（30分程度）実施
- 謝礼…あり
- 終了後、即謝礼渡し、コープで買物



町工場からの内職

協力団体 フジミツグローブ

- 返品商品からのタグ取り外しを月2回（作業1時間程度）実施
- 謝礼…あり
- タグを外した商品は箱に並べて入れる



雑貨の製作・販売

協力団体 企業・団体のイベント

- 地元企業・団体主催のイベントに出展し、製作したグッズを販売
- 謝礼…あり



スポーツクラブの鏡拭き

協力団体 OSKスポーツクラブ 岡山

- スポーツクラブ室内の鏡拭きなど月2回（1時間程度）実施
- 謝礼…あり

